

令和8年度福島地方環境事務所プリンター消耗品購入単価契約 質問・回答

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	仕様書	4	12. その他	プリンターメーカーによる価格改定があった場合などに、価格改定協議を行うことは可能でしょうか。	<p>・入札参加に当たっては、メーカーによる増額改定等のある程度は考慮したうえで、入札価格を決定していただく必要があると考えております。なお、契約書第20条に基づく協議を受けること自体は可能であると思われませんが、例えば増額協議を希望する場合は、当所が増額「幅」の妥当性を確認するため、入札価格の決定根拠や、メーカーの標準価格が分かる資料等をご提出いただく必要があると考えておりますので、ご承知おき願います。</p>
2	仕様書	4	12. その他	<p>プリンターメーカーが定期的に価格変更を行っています。契約期間内にメーカーより価格変更のアナウンスがあった場合、</p> <p>第20条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。</p> <p>こちらで価格変更の協議やご対応は可能でしょうか。</p>	No.1のとおり
3	仕様書	2	6. 発注方法及び納品等	<p>6. 発注方法及び納品等(7)の使用済トナーカートリッジは無料で回収し(梱包を含む)、受注者が責任を持って行うものとする。との記載がありますが、此の(梱包を含む)とは受注者がどこまでやる必要があるのですか。</p> <p>後、</p> <p>①現場(要求元)で数本の使用済トナーを布テープを使い巻くとか箱に詰めて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>②P6500ドラムで使用しているオレンジ色のカバー2種の返却を必ずお願いしたいので各事務所のご担当者様へお伝え頂くことは可能でしょうか。</p> <p>③使用済カートリッジのご返却をお願い致します。</p>	<p>・使用済トナーカートリッジは、オレンジ色のカバーと共に梱包箱(空き箱)に入れ、まとめて指定の場所に保管しておりますので回収をお願いいたします。</p>

令和8年度福島地方環境事務所プリンター消耗品購入単価契約 質問・回答

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
4	仕様書	4	12. その他	<p>純正品ですが、昨今メーカーで価格改正が繰り返されていますが、純正メーカーより価格変更の案内があった場合、協議による価格変更の手続きは可能でしょうか。</p>	No.1のとおり
5	仕様書	1	4. 品質	<p>リサイクルトナーですが、E&amp;QとSTMCの入札条件に定められているものであれば 応札可能でしょうか。                      条件を満たした中で、下記のリサイクルトナーがあります。                      1)ロムチップがない                      ⇒問題なく使用はできますが、トナーの残量がわかりません。印刷が出来なくなったらトナーを交換して使用します。ロムチップより安価です。                      2)使用済みトナーが必要                      ⇒市場に使用済みトナーが少なく、20日以内に納品は可能ですが、ご注文分と同数以上の使用済みトナーが必要になるリサイクルトナーがあります。使用済みトナーの回収は、基本的に納品後になります。繰り返しになりますが、1)2)共にプリンターメーカー保証の純正リサイクルトナー又は「E&amp;Q マーク」と「STMC マーク」の認証を受けたリサイクルトナーのみ同等品と認める</p> <p>こちらの条件を満たしたリサイクルトナーです。                      ご確認をお願いします。</p>	<p>・トナーカートリッジのロムチップは重要な機能を担っており、ロムチップがあることで安定して印刷できるようになっています。ロムチップの機能がないと、不具合の原因となる可能性もありますのでロムチップは必要不可欠です。また、仕様書5,の保証及び障害発生に関する特約をご確認下さい。</p>